

公益財団法人山形市スポーツ協会表彰規程

平成14年 6月27日

財山市ス協規程第14号

(趣旨)

第1条 公益財団法人山形市スポーツ協会（以下「市スポ協」という。）は、スポーツ界において著しい功績のあった個人及び団体に対して表彰するものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞 スポーツの普及、及び振興に寄与したものに対して行う。
- (2) 敢闘賞 スポーツ界で優秀な成績をおさめたものに対して行う。
- (3) 特別賞 スポーツ界において、特に顕著な活躍をしたものに対して行う。
- (4) 感謝状 ①スポーツ振興に物心両面にわたり尽力のあったものに対して行う。
②市スポ協役員・加盟団体役員として、市スポ協の発展に特に功労のあったものに対して行う。(平成18年3月改正)

(受賞候補者)

第3条 受賞候補者については、市スポ協に加盟する種目団体及び個人並びに市スポ協に
関係する諸団体が所定の様式により市スポ協会長に推薦するものとする。

(受賞者の選考)

第4条 受賞者の選考は、競技スポーツ委員会で行い、理事会において決定する。

(変更)

第5条 この規程の変更は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成14年6月27日より施行する。

附 則 (平成15年6月改正)

この規程は、平成15年7月1日より施行する。

附 則 (平成18年3月改正)

この規程は、平成18年3月27日より施行する。

附 則 (平成20年3月改正)

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則 (平成25年3月改正)

この規程は、公益財団法人山形市体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）
より施行する。

表彰規程実施申し合わせ事項

この表彰の規程の趣旨は、スポーツ界で活躍している団体指導者及び優秀な成績をおさめた選手を対象とする。(平成18年3月改正)

1. 各賞の選考は、競技スポーツ委員会が行う。
2. 選考年度は、4月1日から翌3月31日までの年度内とする。
3. 受賞発表は、各賞とも2月以降に行う。
4. 表彰時期は、功労賞・特別賞・感謝状は、次年度春の理事会・評議員会において行う。
敢闘賞は、小・中・高校生については、選考年度の3月中に各学校を通してわたす。それ以外は功労賞の表彰と一緒にを行う。(平成18年3月改正)
5. 選抜チームの場合は、個人(市民)を対象とする。
6. 功労賞・敢闘賞・感謝状は賞状のみとする。(平成18年3月改正)
7. 功労賞は、本市のスポーツの普及・振興に多大な功績があったことを、出席した委員の過半数が認めた場合とする。なお、年間5件以内とする。
 - ・推薦手続の内容(様式1)
 - ・原則として、55歳以上を対象とする。ただし、特別な事由がある場合は、その限りとしない。(平成18年3月改正)
8. 敢闘賞の個人及び団体の表彰について
 - ・個人は、市スポ協に加盟する団体または学校が推薦するものの中から市民を対象に、当協会加盟団体競技体育・スポーツ大会または政府・自治体(教育委員会含む)が関係する体育・スポーツ大会において下記の成績または同等の成績を上げたものに授与する。
 - (1) 高校生・一般 全国大会 …… 1位～3位
 - (2) 中学生 東北大会以上 …… 1位～3位
 - (3) 小学生 県大会以上 …… 1位～3位
 - ・なお、オリンピック競技種目に参加した選手にも上記の成績を上げたものには授与する。(令和5年4月改正)
 - ・団体は、個人の基準を準用し、チーム又は、学校等に表彰すると同時に、選手個人(市民)にも賞状を授与する。選手個人には、個人の基準を準用する。(平成18年3月改正)
 - ・混成チーム(一般・高校生・中学生・小学生)の場合は、個人はそれぞれの基準を準用し、団体は若年層の基準を準用し表彰を行う。(平成30年3月改正)
 - ・推薦手続の内容(様式2-1, 2-2)
9. 特別賞は、国際大会等において活躍し、市民に感動と夢を与えてくれたものに授与する。(平成18年3月改正)
 - ・推薦手続の内容(様式3-1, 3-2)
10. 感謝状は、スポーツの振興に物心両面にわたり尽力のあったもの、及び市スポ協役員・加盟団体役員として、市スポ協の発展に特に功労のあったものとし、出席した委員の過半数が認めた場合とする。
 - ・推薦手続の内容(様式1)(平成18年3月改正)
 - 附 則 平成14年6月27日より施行する。
 - 附 則 (平成15年6月改正)

- この申し合わせ事項は、平成15年7月1日より施行する。
- 附 則 (平成18年3月改正)
- この申し合わせ事項は、平成18年3月27日より施行する。
- 附 則 この申し合わせ事項は、平成20年4月1日より施行する。
- 附 則 この申し合わせ事項は、平成30年3月15日より施行する。
- 附 則 この申し合わせ事項は、令和5年4月1日より施行する。